



いじめ問題への対応の要諦 ①

学校いじめ問題対策委員会の機能強化

令和4年10月に文科省が公表した令和3年度のいわゆる「問行調査」の結果によれば、令和3年度のいじめの重大事態の件数は705件と過去最多に近く、増加傾向が続くなど、深刻な状況があります。

令和4年12月改訂の「生徒指導提要」には、学校はいじめへの対応に、組織が効果的に機能していないために重大事態を引き起こ



されるケースが見られることから、実効的な組織体制の構築が課題である、との指摘があります。

本市では、全ての小・中学校が、運営委員会や校内委員会、生活指導部会などの既存組織を活用して学校いじめ問題対策委員会をいじめ防止対策推進法に基づく組織として毎週開催しています。このことにより、いじめ問題の早期発見と校長を中心とする組織的かつ迅速な対応を行っているところです。

ここで再度、学校いじめ問題対策委員会の運営について共通理解・共通実践を行うことで、いじめ問題への対応のより一層の強化につなげたいと考えます。

- ① 構成メンバーに、管理職とスクールカウンセラーがいる。
- ② 開会時に司会者が「これからいじめ対策委員会を始めます」と告げ、既存組織の運営とのメリハリをつける。
- ③ 法令上のいじめにつながりそうな案件は、全て報告する。
- ④ 継続案件の進捗状況を確認する。
- ⑤ 会議記録を残す。